

開智日本橋学園高等学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法にもとづく併設型中高一貫校として、中学校を卒業した者に対し、高等普通教育および専門教育を施すことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は開智日本橋学園高等学校という。

(位置)

第3条 本校の位置は、東京都中央区日本橋馬喰町2丁目7番6号に置く。

第2章 課程の組織及び収容定員

(課程)

第4条 本校の課程及び収容定員は、次のとおりとする。

全日制課程 普通科 390名

2 各学級の収容定員は、1学級33名以下とする。

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、3年とする。

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日

第2学期 9月1日から12月31日

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日

(2) 開校記念日 5月1日

(3) 日曜日

(4) 夏季休業日 7月18日から8月31日まで

(5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで

(6) 春季休業日 3月21日から4月7日まで

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学、退学、転学及び休学等

(入学資格)

第9条 本校の第1学年に入学できる者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 中学校を卒業した者

(2) 前号に準ずる学校を卒業した者

(3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

(4) 文部大臣の指定した者

(5) 本校において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(転入学及び編入学資格)

第10条 第2学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前各学年の課程を修了した者とする。

2 第2学年以上に編入学することができる者は、相当年令に達し、前各学年の課程を修了したと同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学許可)

第11条 入学を希望する者には、選考を行い入学を許可する。ただし、開智日本橋学園中学校から進学する生徒については、この限りではない。

(出願手続)

第12条 入学を希望するときは、保護者において本校所定の入学願書に選抜料を添え願出しなければならない。

(入学手続)

第13条 入学の許可を受けたときは、保護者または保証人において、指定された期日までに所定の誓約書に入学料を添えて提出しなければならない。

2 前項に定める手続が指定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学及び退学)

第14条 生徒が転学しようとするときは、保護者または保証人においてその理由を付して学校長に届け出て承認を得なければならない。

2 生徒が病気その他の理由により退学しようとするときは、保護者または保証人においてその理由を付して学校長に願出で許可を受けなければならない。

(欠席、休学及び復学)

第15条 生徒が欠席しようとするときは、保護者または保証人においてその都度届け出なければならない。

2 生徒が病気その他やむを得ない理由のため、4月以上出席することができないときは、保護者または保証人においてその理由を明らかにし、学校長に届け出て承認を得なければならない。

3 前項の規定により、休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者または保証人においてその事情を明らかにし、学校長に届け出て許可を得なければならない。

第5章 教育課程、学習評価及び卒業等

(教育課程)

第16条 本校の教育課程は、別表に定める教科、総合的な学習の時間並びに特別教育活動及び学校行事等により編成する。

2 教育課程編成にあたっては、あらかじめ開智日本橋学園中学校と協議するものとする。

(学習評価)

第17条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒業)

第18条 前条の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは卒業証書を授与する。

(原級留置)

第19条 生徒が長期休学その他の事由により所定の単位を修得せず、進級させることが適当であると認めがたいときは、原学年に留め置くことがある。

第6章 保護者及び保証人

(保護者)

第20条 保護者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 親権者、後見人
- (2) 兄弟、縁故ある者
- (3) 成年者で独立の生計を営む者

2 保護者は生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、常に学校教育活動に協力しなければならない。

(保証人)

第21条 保護者が遠隔の地に居住し、生徒の生活を直接監督できない場合、保護者は独立の生計を営む成人で、前条第2項の保護者の義務を代行し得る人を保証人として定めなければならない。

第7章 教 職 員

(教職員)

第22条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校 長 1名
- (2) 副校長・教頭 1名以上

- (3) 教諭 20名以上
講師 若干名
養護教諭 1名以上
事務職員 2名以上
- (4) 学校医 学校歯科医 学校薬剤師
- 2 前項以外に次の教職員を置くことができる。
 - (1) 主幹教諭 1名以上
 - (2) 指導教諭 1名以上
- 3 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。
- 4 副校長及び教頭は、校長の指示を受け校務を整理し、校長事故あるときはその職務を代行する。
- 5 主幹教諭は、校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育を司る。
- 6 指導教諭は、生徒の教育を司り、並びに教諭その他の教員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導助言を行う。
- 7 教職員の校務分掌は、校長が別に定める。

(学生生徒等納付金)

第23条 本校の授業料、教育充実費、国際教育推進費、入学金、及び入学検定料は次のとおりとする。
全日制課程

- (1) 授業料（年額） 480,000 円
- (2) 教育充実費（年額） 108,000 円
- (3) 国際教育推進費（年額）
 - ①GLC、DLCクラス(グローバル・リーディング・クラス、デュアル・ランゲージ・クラス) 60,000 円
 - ②DPクラス(ディプロマ・クラス) 360,000 円
- (4) 入学金 250,000 円
但し、併設開智日本橋学園中学校を卒業した者は100,000円とする。
- (5) 入学検定料 20,000 円

2 前項第3号の国際教育推進費は、1年次のGLC、DLCクラス、2、3年次のDPクラスを選択した者のみを対象とする。

(納入、滞納及び納入の特例)

第24条 生徒が在籍中は出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を3月以上滞納し、その後においても納入の見込がないときは退学を命ずることがある。
- 3 生徒が休学したときは、前第1項の規定にかかわらず、その始期に属する翌月から授業料を免除することがある。

(納入金の不還付)

第25条 すでに納入した授業料、入学金及び入学検定料は、理由のいかんを問わず返還しない。

(授業料の減免)

第26条 本校に在学する交通遺児等で経済的理由により修学困難である者の授業料の減免に関し別に定める交通遺児等の授業料減免規程に基づき授業料を減免する。

- 2 特別な事由のある場合は別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

第9章 賞罰、その他

(褒賞)

第27条 生徒がその成績、性行とも優良であって、特にすぐれた研究、技能、善行をなしたるものには、褒賞することがある。

第28条 出席状況優良なるものには卒業のときに褒状を与える。

(懲戒)

第29条 生徒が本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあったときは懲戒処分を行う。

- 2 前項の懲戒は訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の1に該当する生徒に対して行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(出席停止)

第30条 前条に規定するもののほか、生徒が性行不良で他の生徒の教育に妨げがあるとき、教育上必要な場合に限り、保護者または保証人に対し、その生徒の出席停止を命ずることがある。

(雑則)

第31条 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

(規程の改廃)

第32条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、昭和55年5月1日以降在籍する生徒に適用するものとする。

2 この学則の施行に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、学則第4条の規定にかかわらず、昭和64年4月1日から昭和66年3月31日までの間、本校収容定員は次の通りとする。

学年 年度		1	2	3	計	
64	普	500	350	350	1,200	1,500
	商	0	150	150	300	
65	普	500	500	350	1,350	1,500
	商	0	0	150	150	
66	普	500	500	500	1,500	1,500
	商	0	0	0	0	

(単位：名)

附 則

この学則は、平成元年4月1日から適用する。ただし、入学金の規定については、平成元年3月31日までに入学を許可された者は、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、学則第4条の規定にかかわらず、平成3年4月1日から平成5年3月31日までの間、本校収容定員は次の通りとする。

年 度	1 年	2 年	3 年	計
平成3年	400	500	500	1,400
平成4年	400	400	500	1,300
平成5年	400	400	400	1,200

2 学則第23条に規定する入学検定料については、平成3年度志願者から適用する。

附 則

この学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、学則第23条に規定する授業料（月額）については平成4年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、学則第23条に規定する授業料（月額）、学校園維持費（月額）、入学金は、平成5年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 第16条に規定する別表については、平成6年度に第1学年に在籍する生徒に係る教育課程から適用し、同年度第2学年及び第3学年に在籍する生徒並びに平成7年度第3学年に在籍する生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、学則第23条に規定する授業料（月額）、入学金、施設設備資金は、平成6年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、学則第23条に規定する授業料（月額）、入学金は、平成7年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、学則第23条に規定する授業料（月額）は、平成8年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、学則第23条に規定する授業料（月額）は、平成9年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、学則第23条に規定する授業料（月額）は、平成10年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第16条に規定する別表については、平成15年度に第1学年に在籍する生徒に係る教育課程から適用し、同年度第2学年及び第3学年に在籍する生徒並びに平成16年度第3学年に在籍する生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、学則第23条に規定する施設設備資金の分割納入は、平成16年度入学者より適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第16条に規定する別表については、平成16年度に第1学年に在籍する生徒に係る教育課程から適用し、同年度第2学年及び第3学年に在籍する生徒並びに平成17年度第3学年に在籍する生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、学則第4条の規定にかかわらず、平成17年4月1日から平成19年3月31日までの間、本校収容定員は次の通りとする。

年 度	1 年	2 年	3 年	計
平成17年	240	400	400	1,040
平成18年	240	240	400	880

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第16条に規定する別表については、平成18年度第1学年に在籍する生徒及び平成18年度第2学年・平成19年度第3学年特別進学コース・理系に在籍する生徒に係る教育課程から適用し、それ以外の平成18年度第2学年及び第3学年に在籍する生徒並びに平成19年度第3学年に在籍する生徒に

係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 16 条に規定する別表については、平成 21 年度に第 1 学年に在籍する生徒に係る教育課程から適用し、同年度第 2 学年及び第 3 学年に在籍する生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、学則第 4 条の規定にかかわらず、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間、本校収容定員は次の通りとする。

年 度	1 年	2 年	3 年	合計
平成 22 年	150	240	240	630
平成 23 年	150	150	240	540

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、学則第 23 条に規定する授業料、教育充実費、入学金、入学検定料については平成 27 年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、学則第 4 条の規定にかかわらず、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、本校の収容定員は次のとおりとする。

年 度	1 年	2 年	3 年	合計
平成 28 年	130	150	150	430
平成 29 年	130	130	150	410

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 23 条に定める教育充実費については、同条の規定に関わらず、平成 31 年度の 3 年次に在学する生徒は年額 48,000 円とする。

附 則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 23 条に定める教育充実費は、同条の規定に関わらず、令和 4 年度から令和 5 年度までの間、次のとおりとする。

年 度	1 年次	2 年次	3 年次
令和 4 年度	108,000 円	58,000 円	58,000 円
令和 5 年度	108,000 円	108,000 円	58,000 円